

千葉市要望事項（正副委員長案）

要望項目	要望の要旨
1 感染症対策における財政支援等について	<p>今般の新型コロナウイルス感染症をはじめ、新興再興感染症による感染症危機に直面する可能性が今後もあることから、今回の経験により蓄積した様々な課題について、優先順位などを整理したうえで、その具体策を策定するなど、事前の準備を十分行う必要があると考えます。</p> <p>本市においても、今後再びやってくる可能性のある新興再興感染症の流行時への対応も見据え、各種感染拡大防止対策やワクチン接種をはじめ、いざというときに迅速な対応を取ることができるよう、保健所をはじめとした体制を強化するための財源を確保しておく必要があると考えます。</p> <p>さらに、定期予防接種に要する費用の財源については、地方交付税措置がなされているところでありますが、近年の定期予防接種対象疾患の拡充により、財政負担が増加しています。定期予防接種は、伝染のおそれがある疾病的発生及び蔓延を予防し、国民の健康の保持に寄与するため、国の責任において、必要とする国民全てが等しく接種できるよう自治体の財政負担を軽減する必要があると考えます。</p> <p>については、今後の感染症対策において、次の事項について、強く要望いたします。</p> <p>(1) 今後起り得る新興再興感染症への対応については、感染拡大の防止や重症化予防等の観点から、国の責任において確実に財政措置を行い、指定都市を交付金等の直接の交付対象とするとともに、地方自治体に負担が生じないようすること。また、感染症対策の中心となる保健所体制強化の財源を確保すること。</p> <p>(2) 新たな施策等の制度設計にあたっては、地方自治体の意見を十分に聞くとともに、速やかにその施策の情報を共有し、地方自治体等が混乱しないよう努めること。</p> <p>(3) 定期予防接種に係る財源については、国の責任において自治体に更多的な財政支援を行うこと。</p>

<p>2 「こども未来戦略」に関する要望について</p>	<p>今般、次元の異なる少子化対策の実現に向けて国が決定した「こども未来戦略」の中で、「加速化プラン」において実施する具体的な施策として「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」と示されていますが、保育士等の配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度」の創設などの取組みについては、保育人材確保等に関する具体的な対策が示されておらず、人材が不足している現状において、自治体間における獲得競争が一層助長されることを危惧しております。また、学校給食費無償化については、具体的な方向性が示されておらず、多子世帯への保育料の負担軽減などについては、国制度の支給基準が不十分なことにより、世帯状況の違いによって支援に不合理な格差が生じているなど、各自治体において独自の補助を実施せざるを得ない状況です。さらに、子ども医療費助成制度については、充実・強化に向けた具体的な方策の言及がなく、対象年齢や自己負担額等については、居住地により自治体のサービス水準に格差が生じております。</p> <p>こうした施策については、本来であれば、国の責任において長期的に安定的な財源を確保し、全国統一の制度を構築することが必要であり、居住地によるサービス格差などを解消し、所得や年齢等の条件に関わらず、全ての家庭が安心して子どもを産み育てができるよう、市町村等の意見を踏まえた的確な対応を求めます。</p> <p>については、次の事項について強く要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保育人材の確保について <ul style="list-style-type: none"> ア 国による保育人材確保の取組みの推進 イ 保育士等の処遇改善の充実 ウ 一時預かり事業及び休日保育事業の充実 エ こども誰でも通園制度の本格実施に向けた適切な制度設計 (2) 国の財政措置による学校給食費の無償化の実施 (3) 多子世帯に対する保育料軽減の拡充 (4) 子ども医療費助成に係る財政措置を含む全国統一の制度の創設
<p>3 子どもの貧困対策の推進について</p>	<p>国においては、現在、子どもの約9人に1人が相対的貧困の状況にあり、子どもの貧困対策は、全国的な課題となっております。このような中、本市では、令和5年3月に「第2期千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定し、経済的に困難な状況にある子どもや家庭に対する施策を総合的・効果的に推進しております。</p> <p>自治体による地域の実情に応じた子どもの貧困対策に対し、財政的支援をいただいているところですが、施策の実効性を高めるため、次の事項について、強く要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」ほか、子どもの貧困対策に係る財政措置の拡充及び恒久化

<p>4 児童相談所の体制強化について</p>	<p>国においては、これまでも、児童虐待防止に向けた対策の強化の取組みが推進されてきたところですが、全国での児童虐待相談対応件数は増加し、虐待による死亡事件は後を絶たない状況であることから、令和4年6月に児童福祉法が改正され、一時保護所独自の設備・運営基準の策定や一時保護開始時の司法審査導入等の仕組みの整備等が示されたほか、12月には、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランが策定され、児童福祉司や児童心理司の更なる増員、医師等の配置義務、弁護士との常時相談体制の維持等が示されたところです。</p> <p>本市においても、児童相談所の体制強化として、児童相談所を2所体制とし、一時保護所を併設した新たな児童相談所施設の整備に着手するとともに、児童福祉法の改正を踏まえた児童福祉司等の様々な専門職員の配置・増員や資質向上に継続的に取り組んできているところです。しかしながら、一時保護所における定員超過は子どもの権利擁護の観点から早急に解消すべきであることから、整備費用の補助率嵩上げ措置が取られておりましたが、时限的であり、当該期間以降に整備する自治体の財政負担が大きくなっています。あわせて、特に首都圏においては、児童虐待相談対応件数が多く、かつ児童相談所新設が急速に進んでおり、配置基準を満たす児童福祉司等の専門職員の確保や、弁護士等による常時の法的相談体制の維持が大きな課題となっております。</p> <p>については、次の事項について、強く要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 定員超過を解消し、さらに、新たな基準に対応した一時保護所の整備を進めるため、整備費について国の財政支援を充実すること。 (2) 児童相談所の体制強化にあたり、配置基準に定められた児童福祉司等及び医師を確保し、また弁護士との常時相談体制を確保するため、国として、さらに踏み込んだ人材確保・育成策を講じること。
<p>5 システム標準化に係る経費の補助について</p>	<p>本市では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、住民記録等の対象業務を取り扱う基幹業務システムについて、目標期限である令和7年度末に向けて標準準拠システムへの移行を進めているところです。なお、一部の業務については、対応可能な事業者がないため、期限内の移行が困難な状況となっており、令和8年度以降に対応することとしています。</p> <p>については、次の事項に係る制度の改善について、強く要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和7年度末までの移行が困難なシステムについては、補助金の上限額を拡充し、移行が完了するまでの期間は必要経費の全額を補助すること。 (2) 移行困難システムについて、令和7年度末までに適合が必要な標準化基準を早急に確定すること。 (3) 指定都市要件の精査の結果、標準仕様書に取り込まれる機能要件について、これに対応する標準準拠システムの調達環境が整わない場合には、移行期限や財政支援について柔軟な対応を行うこと。 (4) サービス提供事業者がガバメントクラウド上にシステム構築等を行うにあたり、ガバメントクラウドの利用料が抑制される構成となるよう、ベンダ協議会等を通じて要請すること。

<p>6 在留外国人に対する日本語教育等の推進について</p>	<p>本市の外国人市民の数は増加を続け、在留期間は中長期化しており、外国人市民が日本人市民とともに地域の中で活躍する多文化共生社会の実現が求められています。</p> <p>このような中、国では、特定技能制度の対象分野を拡大し、受入上限の大幅拡大が閣議決定されたほか、技能実習制度の廃止と「育成就労制度」の創設を柱とした関係法改正案も国会に提出されており、外国人住民の増加や在留期間のさらなる中長期化が見込まれるだけでなく、帶同家族の増加や都市部への外国人の流入増加の可能性も指摘されています。</p> <p>本市では、多言語による生活情報や日本語学習機会の提供をはじめ、医療・福祉・子育て等における在留外国人支援を進めておりますが、誰一人取り残すことなく等しくサービスを提供することが、年々困難な状況となっています。</p> <p>社会生活や産業基盤の支え手を確保するための外国人材の受け入れ強化は国の社会政策によるものであり、社会の多様性をさらに深化させ、真に世界に開かれた魅力ある就労・生活環境を整備していくことは、自治体の取組みだけでは限界があると考えます。</p> <p>については、中長期の在留を希望する外国人に対する日本語教育等の制度設計等に関し、次の事項について、強く要望いたします。</p> <p class="list-item-l1">(1) 入国前・入国後における日本語教育や生活オリエンテーションを受ける機会の提供</p> <p class="list-item-l1">(2) 多言語による情報提供や相談窓口の運営等、自治体が行う外国人受入環境・支援体制の拡充への財政措置</p>
<p>7 I C Tを活用した学習環境の整備について</p>	<p>令和の日本型学校教育を実現していくため、本市では、全ての児童生徒が G I G A スクール構想で整備した端末を活用し、効果的に学習を進められるよう、これまでの教育実践と I C T 活用を組み合わせた個々の児童生徒に寄り添う新しいスタイルの学校教育を模索しているところです。</p> <p>引き続き、S o c i e t y 5. 0 時代を生きる子供たちに相応しい教育環境を、整備・維持していくことが必要であることから、I C T を活用した学習環境の整備を進めるため、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。</p> <p class="list-item-l1">(1) デジタル教科書全教科導入に向けた支援を行うこと。</p> <p class="list-item-l1">(2) インターネット環境の無い児童生徒への通信費などの支援を行うこと。</p> <p class="list-item-l1">(3) ネットワーク環境の維持管理に係る費用等について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。</p> <p class="list-item-l1">(4) I C T 支援に係る必要な人材の確保等、教員が日常的に I C T を活用できる体制づくりの推進に向け、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。</p> <p class="list-item-l1">(5) G I G A スクール構想で整備した端末の更新に伴い、不要となる端末の処分に係る費用について十分な財政支援を行うこと。</p>

<p>8 公立学校施設の整備推進について</p>	<p>本市では、公立学校施設について、教育環境の向上や施設の長寿命化を図るため、計画的な整備を推進しております。</p> <p>については、次の事項に係る財政措置及び国庫補助事業制度の拡充について、強く要望いたします。</p> <p>(1) 学校施設環境改善交付金（大規模改造、外部改修等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画事業量に見合った交付金予算額の確保 ・リースを補助対象とする制度の拡充 ・建物の部位ごとの工事を補助対象とする制度の拡充 ・配分基礎単価（補助単価）の引き上げ ・工事費下限額の引き下げ及び工事費上限額の引き上げ ・屋内運動場の空調設備整備に係る補助率引き上げの延長
<p>9 教育の質を維持・向上するための教職員の確保について</p>	<p>平成29年度に指定都市へ教職員給与負担等に係る事務及び税源が移譲されたことを機に、本市独自の取組みとして、少人数学級か少人数指導を選択できるなど、学校の実情に応じた加配教員の活用を可能としました。また、加配を活用し、小学校における専科教員の配置を積極的に行っているところです。しかし、児童生徒の学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現するためには、少人数指導や専科教員による指導の更なる充実に加え、中学校においても学級編制の標準を段階的に引き下げる必要があります。</p> <p>さらに、今後、公立学校に在籍する外国人児童生徒等の増加が予想されており、日本語指導が必要な児童生徒の実態に即した指導・支援を行うには、教職員の加配がまだ十分とは言えません。</p> <p>これに加え、通級指導を必要とする児童生徒が年々増加しており、通級指導加配が不足している状況です。</p> <p>児童生徒によりきめ細かな指導をするには、教職員定数を一層充実させるとともに、教員が本来業務に専念できる環境を確保するため、専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策を推進する必要があります。</p> <p>については、国の責任において次の事項に対応するよう強く要望いたします。</p> <p>(1) 教職員定数の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校において学級編制の標準を引き下げる改定を実施すること。 ・少人数指導や専科教員等に係る指導方法工夫改善加配の基礎定数化を拡充すること。 ・外国人児童生徒等日本語指導等に係る児童生徒支援加配を充実させること。 ・通級指導に係る特別支援教育加配を拡充すること。 <p>(2) 教職員の負担軽減に向けた施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を含む専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政措置を講ずること。 ・スクールカウンセラーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること。 ・育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、国庫負担金の算定基礎定数に含めること。

10 医療的ケア者支援に係る財政措置について	<p>医療的ケア者への支援については、専門性が求められ、支援を行う事業者が人材の確保等を行う負担が大きいことから、既存の事業所の経営の安定化を図り、新規参入を促すために十分な財政的支援を行う必要があります。については、次の事項に係る報酬改定について、強く要望いたします。</p> <p>(1) 障害者総合支援法に基づく報酬改定</p> <p>ア 生活介護の基本報酬に医療的ケア者の支援の負担を評価する区分を設けること。</p> <p>イ 福祉型短期入所サービスについても、医療型短期入所サービスの医療型短期入所受入前支援加算と同様の加算を設けること。</p>
11 2050年カーボンニュートラルに向けた事業者への取組支援及び暮らしの脱炭素化促進のための基盤整備について	<p>本市では、2050年カーボンニュートラルの実現にあたり、市内温室効果ガス排出量の約6割を占める産業部門の取組みが重要であると認識しているところです。</p> <p>国においては、現在、GX実行会議において分野別投資戦略を取りまとめ「産業」「くらし」「エネルギー」各分野での投資加速に向け進めるとともに、産業構造、産業立地、エネルギーを総合的に検討し、より長期的視点に立ったGX2040のビジョンを示すための議論を始めております。産業部門については、このような企業に向けた働きかけや支援のさらなる加速と充実が、市内産業の脱炭素化や産業競争力の維持・拡大に資するものと考えます。</p> <p>また、家庭部門や業務部門における温室効果ガスの削減に向けては、一人ひとりの行動変容が必要不可欠であり、ライフスタイルの転換や暮らしの脱炭素を促進することが2050年カーボンニュートラルにつながると考えます。</p> <p>つきましては、次の事項について、強く要望いたします。</p> <p>(1) 産業部門における大幅な二酸化炭素排出量の削減に向け、「分野別投資戦略」で示された各分野への設備投資や中小企業のGXなどを進めるため、財政支援を着実に実施すること。</p> <p>(2) カーボンプライシングの手法を用いた国内排出量取引制度は、温室効果ガス排出量削減に限界のある業種にとって、カーボンニュートラル実現に向けた現実解の1つであるため、制度を早期に、より実効性の高いものとすること。</p> <p>(3) 市民や事業者のカーボンニュートラルへの行動変容に繋がる脱炭素に資する設備等の導入を加速化するため、昨今の資材の高騰等を考慮した、財政支援を強化すること。</p>

<p>12 持続可能なプラスチックリサイクルシステムの構築について</p>	<p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の令和4年4月1日の施行を受け、プラスチック製容器包装廃棄物に加え、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化が進められていくことが見込まれます。については、3R+Renewableの取組みを推進し、使用済プラスチック資源の効果的・効率的で持続可能な回収・再生利用を社会全体で実現していくため、次の事項について強く要望いたします。</p> <p>(1) 拡大生産者責任の考え方に基づきリサイクル制度を再構築すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルにかかる自治体と事業者の役割分担及び経費負担について見直すこと。 ・プラスチック使用製品廃棄物に対する製造事業者等の自主回収・再商品化の実施責任及び再商品化に要する経費の支払い責任について明確化すること。 ・プラスチック使用製品設計指針に沿った取組みが普及するよう、国がガイドライン等により遵守することが推奨される基準を設定するなど、実効性ある制度運用を図ること。 <p>(2) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費に対して講じられている特別交付税措置については、分別収集の普及状況等を踏まえて普通交付税措置への移行を検討するなど、状況に応じた適切な財政措置を講じること。</p> <p>(3) 民間事業者による再商品化施設の計画的な整備を支援するなど、リサイクルルートの充実強化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理能力不足や地域偏在が生じないよう、民間施設の整備及び能力増強に対する支援を充実させること。 ・再商品化事業者が参入しやすいよう、国が目標年次を定め確保すべき処理能力を明示すること。 <p>(4) 使用済プラスチック資源の再商品化の支障となる、リチウムイオン電池使用製品等の処理困難物対策を関係業界とともに検討し、自主回収・適正処理を義務付けるなど実効性ある対策を講じること。</p>
<p>13 モノレール施設の脱炭素化と利用促進に向けた設備整備支援の拡充について</p>	<p>モノレール施設の脱炭素化を進めるため施設の省エネルギー化対策や利用促進を進めることはCO2排出量の削減や地域防災にも資するものと考えます。については、次の事項について強く要望いたします。</p> <p>(1) 回生電力貯蔵装置を最大限活用するため、回生車両への更新に必要な事業費の確保及び補助事業の実施期間の見直し</p> <p>(2) 社会インフラであるモノレールを賢く活用し、脱炭素型のレジリエントで快適、かつ安全な沿線まちづくりを進めるため、駅舎設備類の高効率設備や省エネ設備等の導入・改修などカーボンニュートラルの実現に向けた取組み推進に係る調査・検討やその実現に係る一體的な補助メニューの創設</p> <p>*地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業</p>

14 バス路線の維持確保に係る支援について	<p>バス路線は市民生活や経済活動の前提基盤となる公共交通ネットワークにおいて、欠かすことのできない重要な役割を担っております。</p> <p>現下の状況において、運転手の確保が最重要課題となっており、運転手が選ばれる職業となるためには、更なる処遇改善や、それを下支えするバス事業者の経営安定化が必要であるものと考えます。については、次の事項について、強く要望いたします。</p> <p>(1) 自動車運転手の働き方改革の遵守に必要な運転手の確保・育成に対する支援強化 (2) 路線バス事業者の運行経費への支援の拡充など事業者の経営に対する財政支援</p>
15 航空機騒音の改善について	<p>羽田空港へ着陸する航空機の騒音問題については、南風好天時の飛行高度が引き上げられるなど軽減対策が講じられておりますが、航路下の市民からは、依然として深刻な苦情や事態の改善を求める要望が寄せられており、令和5年度は、コロナ禍の減便から航空需要が回復したことに伴い、前年度と比べ苦情が大きく増加しております。</p> <p>については、次の事項について、早期に実施するよう強く要望いたします。</p> <p>(1) 市民生活への影響が大きい早朝・夜間の時間帯において、最大限の軽減策を講じること。 (2) 抜本的な対策として、羽田再拡張以来の長期的検討事項である、交差の解消・海上ルートへの移行等を実施し、千葉市上空への集中を解消すること。 (3) 千葉市上空を通過する従来の飛行ルートにおいても、降下角の引上げによる騒音軽減について具体的かつ早急に検討すること。 (4) 騒音軽減策についての検討状況の説明や天候等による一時的な飛行ルート変更理由の速やかな公表など、市民への情報提供を適切に行うこと。</p>
16 「圏域の拠点都市」として、都市基盤を構築する街路事業の拡充と安定的な財源の確保について	<p>街路ネットワークは大規模自然災害発生時の避難・救助や物資輸送の経路となるなど国土強靭化に資するほか、本市が、周辺の市町村の雇用を支える「圏域の拠点都市」として、魅力ある都市基盤を構築し、引き続きその圏域をリードする役割を果たしていくためにも不可欠ですが、いまだ多くの未整備区間が存在しており、早期整備が必要あります。</p> <p>については、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。</p> <p>(1) 社会資本整備総合交付金（街路事業）の重点配分対象事業の拡充 ・重要物流道路などと一体となって機能するもの ・交通結節点機能を強化するもの ・ICアクセス向上に資するもの (2) 今後整備が本格化する地域高規格道路の財源確保 ・塩田町誉田町線（塩田町地区）</p>

<p>17 安全・安心で快適な、魅力と活力あふれる市街地整備の推進について</p>	<p>本市では、防災上危険な密集市街地など都市基盤が脆弱で整備の必要がある検見川・稻毛、寒川第一、東幕張の既成市街地3地区において、市施行による土地区画整理事業を実施しております。</p> <p>これら土地区画整理事業については、施行開始からの事業期間が長期化しており、安全・安心で、快適な魅力と活力ある市民生活と経済活動の基盤となる環境整備のため、できる限り早期の事業完了が求められているところであります。</p> <p>については、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 社会資本整備総合交付金による持続的かつ安定的な財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検見川・稻毛地区土地区画整理事業 ・寒川第一地区土地区画整理事業 ・東幕張地区土地区画整理事業
<p>18 國土強靱化のためのインフラ施設の改築・更新及び脱炭素事業に係る温室効果ガス排出量削減のための財政支援について</p>	<p>近年の気候変動に伴う激甚化・頻発化する風水害や大規模地震から、市民の安全で安心な暮らしを守るために、防災・減災、國土強靱化の推進が不可欠となっております。</p> <p>また、2050年脱炭素社会の実現に向け、下水道施設等における温室効果ガス排出量を削減する必要があります。</p> <p>については、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。</p> <p>(1) 國土強靱化のためのインフラ施設の改築・更新に係る必要財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震対策：電線共同溝整備 IC～災害拠点病院 3地区 橋梁耐震化 JRを跨ぐ跨線橋 2橋 下水道管渠の耐震化 緊急輸送道路や避難所下流部 ・老朽化対策：緊急輸送道路や第三者被害の恐れのある箇所の橋梁、地下道ポンプ施設、下水道管渠 ・浸水対策：重点地区13箇所のうち特に優先すべき箇所 4箇所 <p>(2) 温室効果ガス排出量削減など地球温暖化対策に寄与する下水道施設の改築に対する財政措置の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した焼却炉を下水汚泥固形燃料化施設に改築 2基 <p>(3) 「防災・減災、國土強靱化のための5か年加速化対策」の最終年度となる令和7年度においても、必要な予算・財源を確保すること。</p> <p>令和6年能登半島地震などを踏まえ、國土強靱化実施中期計画を早期に策定し、切れ目なく、継続的・安定的に國土強靱化の取組みを進めるために必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。</p>